

令和 8 年度
消費者行政のまとめ
(令和 7 年度実績)

豊 田 市

目 次

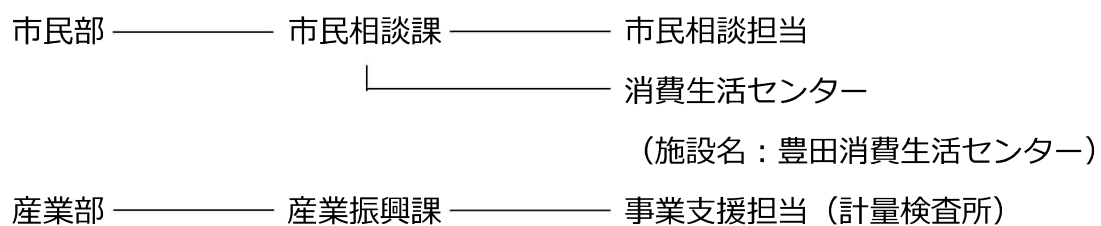
1	消費者行政組織・体系	1
2	消費生活相談概要	4
3	啓発活動・教育の推進	8
4	計量の適正化	10
5	製品安全4法及び家庭用品品質表示法	12
6	豊田消費生活センター	13

1 消費者行政組織・体系

(1) 沿革

- 昭和 41 年 8 月 消費者行政開始(「地方公共団体における消費者行政の推進について(通達)」)
- 〃 43 年 5 月 消費者保護基本法公布、割賦販売法改正
 - 〃 45 年 10 月 国民生活センター設置
 - 〃 46 年 4 月 市消費生活相談員制度の発足(消費生活相談窓口開設)
 - 〃 47 年 4 月 市商工課に消費者行政専門の担当係設置
 - 〃 47 年 6 月 割賦販売法改正(クーリングオフ創設)
 - 〃 51 年 6 月 訪問販売法公布(12 月施行)
 - 〃 51 年 10 月 計量の「特定市」に指定
 - 〃 52 年 4 月 不用品紹介制度の発足、くらしの通信講座開始
 - 〃 55 年 2 月 テレホンサービス「くらし情報」を開設(H2.3 月終了)
 - 〃 57 年 2 月 豊田市消費者グループ連絡会設立(H28.3 月解散)
 - 〃 59 年 4 月 国民生活センター「PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)」運用開始
 - 〃 60 年 7 月 産文センターに豊田消費生活センター開設、消費生活係移転(H 元.3 月本庁へ)
- 平成 元年 4 月 消費生活センターの管理を消費者グループ連絡会に委託(H28.3 月終了)
- 〃 4 年 5 月 計量法公布
 - 〃 5 年 11 月 計量法改正(11 月 1 日を「計量の日」に)
 - 〃 12 年 5 月 消費者契約法公布(H13.4 月施行)
 - 〃 12 年 11 月 特定商取引法改正(「訪問販売法」を改称)・割賦販売法改正
 - 〃 14 年 4 月 「豊田消費生活センター規則」施行(H28.3 廃止)、産文センターから現在地へ移転
 - 〃 16 年 6 月 消費者基本法改正(「消費者保護基本法」を改称)
消費者基本計画策定(H17.4~H2.3 月、二次:~H27.3 月、三次:~R2.3 月)
 - 〃 18 年 4 月 消費生活センターに職員常駐(消費生活担当廃止)
 - 〃 21 年 6 月 消費者安全法公布(9 月消費者庁発足)
 - 〃 22 年 1 月 「消費者ホットライン」運用開始(H27.7 月~「188(いやや)」)
 - 〃 24 年 8 月 消費者教育推進法公布、特商法・消費者基本法・消費者安全法改正
 - 〃 26 年 6 月 消費者安全法改正(H28.4 月施行「消費生活相談員資格試験制度」)
 - 〃 28 年 4 月 「豊田消費生活センター条例」施行
 - 〃 28 年 5 月 特定商取引法改正(H29.12 月施行)、消費者契約法改正(6 月施行)
 - 〃 28 年 12 月 割賦販売法改正(H30.6 月施行)
 - 〃 29 年 5 月 民法一部(債権法)改正(R2.4 月施行)
 - 〃 30 年 6 月 消費者契約法改正(R 元.6 月施行)
 - 〃 30 年 12 月 チケット不正転売禁止法公布(R 元.6 月施行)
- 令和 2 年 6 月 割賦販売法改正(R3.4 月施行)
- 〃 2 年 6 月 個人情報保護法改正(R4.4 月施行)
 - 〃 2 年 12 月 特定商取引法改正(即日施行)
 - 〃 3 年 6 月 特定商取引法改正(R4.6 月一部施行)
 - 〃 3 年 6 月 預託法改正(R4.6 月施行)
 - 〃 7 年 4 月 消費生活センターの所管を産業部商業観光課から市民部市民相談課に変更

(2) 組織



(3) 決算の概要

令和 7 年度 54,902,909 円 (令和 6 年度 47,732,837 円)

1 消費生活相談員等人件費 27,307,508 円 (22,404,600 円)

會計年度任用職員 11 人

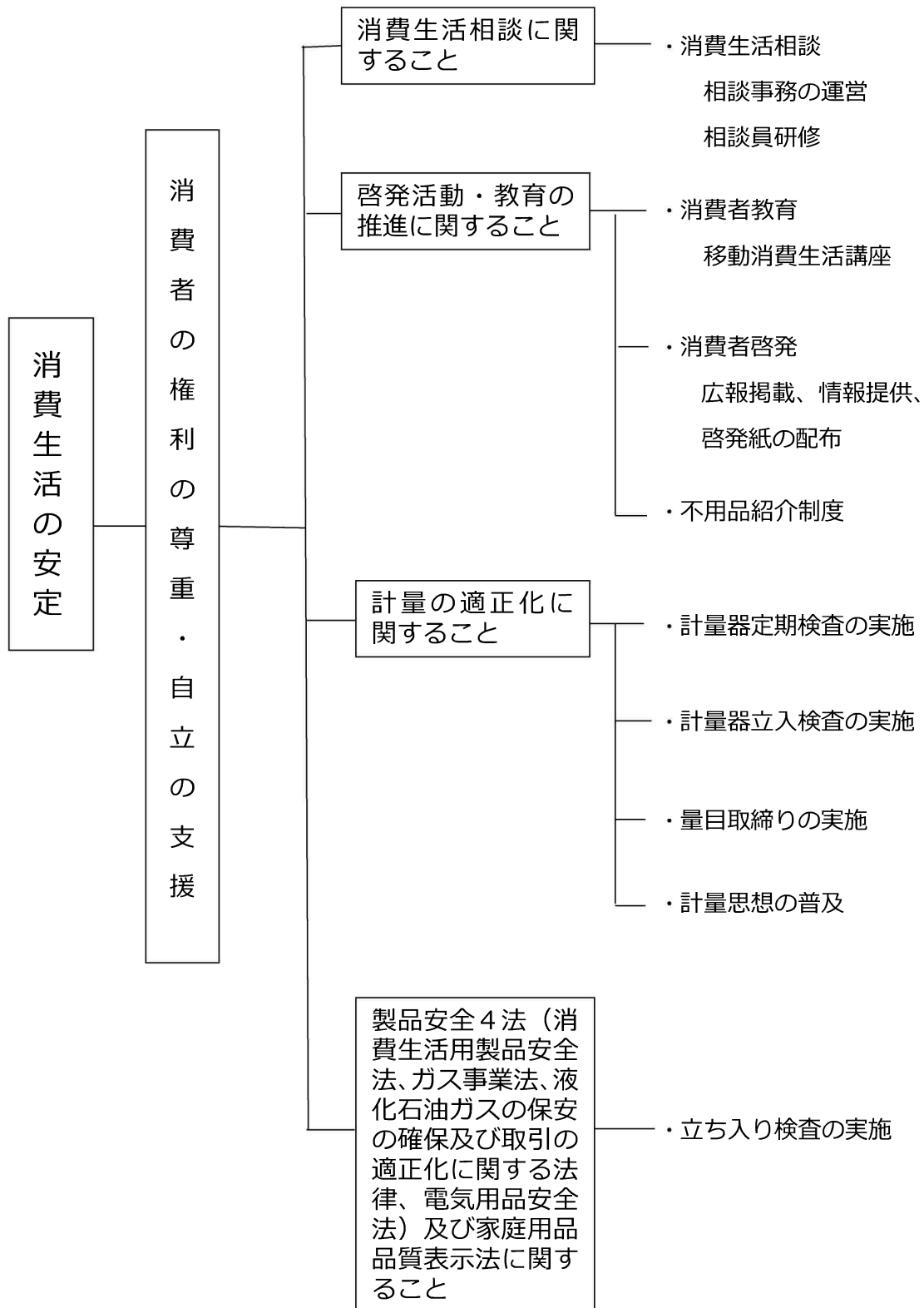
2 消費者行政推進費 1,230,590 円 (1,179,534 円)

3 消費者啓発費 5,127,450 円 (4,934,512 円)

4 豊田消費生活センター費 13,355,095 円 (13,294,095 円)

5 計量行政推進費 7,882,266 円 (5,920,096 円)

(4) 体系



2 消費生活相談概要

* 消費生活相談 *

消費者の安全と利益を確保するため、専門相談員 7 名による適切なアドバイス、及び情報提供、あっせん・苦情処理を行っています。

- ①相談日：月～金曜日 午前 10 時～午後 6 時（受付 10:00～17:15）
土曜日 午前 10 時～午後 5 時（受付 10:00～16:30／電話のみ）

※祝日、振替休日、年末年始を除く

- ②場 所：豊田消費生活センター（T-FACE A 館 7 階）

（1）消費生活相談件数：3,135 件 対前年比：112.7%

- ・令和 6 年度の相談件数は 2,781 件で、前年度から 1 割ほど増加した。
- ・化粧品や健康食品等の定期購入に関する相談が 315 件で依然として多く、相談件数の 1 割を占めた（令和 6 年度は 330 件）。
- ・定期購入の相談のうち契約当事者を年代別にみると、50 歳以上の年代が 258 件と非常に多く、全体の約 8 割（82%）を占めている。
- ・契約当事者の年齢は、依然として 70 歳以上の割合が最も高く、全体の 27%であった（令和 6 年度も 27%）
- ・「電話会社だが電話が繋がらなくなる」、「宅配業者だが荷物を届けに来たが留守だった」、「国の機関だが保険証が使えなくなる」、「警察だが身分証を持って出頭して欲しい」など、不審な電話の相談が多かった。

表 1 《年度別相談件数》

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
件数	2,445	2,900	2,893	2,733	2,764	2,517	2,671	2,692	2,781	3,135

表 1－1 《月別相談件数》

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
7年度	253	263	267	255	247	241	300	280	242	281	218	288	3,135
6年度	218	212	233	233	247	230	267	246	254	219	184	238	2,781
対前年度増減率	+16.1%	+24.1%	+14.6%	+9.4%	+0.0%	+4.8%	+12.4%	+13.8%	△4.7%	+28.3%	+18.5%	+21.0%	+12.7%

表 1－2 《曜日別相談件数》

曜日		月	火	水	木	金	土	計
7年度	件数	595	550	571	538	586	295	3,135
	構成比	19.0%	17.5%	18.2%	17.2%	18.7%	9.4%	100.0%
6年度	件数	525	530	541	482	490	213	2,781
	構成比	18.9%	19.1%	19.5%	17.3%	17.6%	7.7%	100.0%
対前年度増減率		+13.3%	+3.8%	+5.5%	+11.6%	+19.6%	+38.5%	+12.7%

表 1－3 《契約当事者の年代別相談件数》

年代		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
7年度	件数	71	331	306	400	560	481	806	180	3,135
	構成比	2.3%	10.6%	9.8%	12.8%	17.9%	15.3%	25.7%	5.7%	100.0%
6年度	件数	59	275	281	337	466	462	702	199	2,781
	構成比	2.1%	9.9%	10.1%	12.1%	16.8%	16.6%	25.2%	7.2%	100.0%
対前年度増減率		+20.3%	+20.4%	+8.9%	+18.7%	+20.2%	+4.1%	+14.8%	△9.5%	+12.7%

表 2 - 1 《品目別相談件数》

品目		商品計	主なもの					サービス計	主なもの				他の相談計	計
			食料品	被服品	保健衛生	教養娯楽	住居品		金融保険サービス	運輸通信サービス	教養娯楽サービス	保健福祉サービス		
7年度	件数	1,574	229	158	293	209	138	1,527	231	308	247	148	34	3,135
	構成比	50.2%	7.3%	5.0%	9.3%	6.7%	5.2%	48.7%	7.4%	9.8%	7.9%	4.7%	1.1%	100.0%
6年度	件数	1,476	206	126	296	196	144	1,279	155	224	223	159	26	2,781
	構成比	53.1%	7.4%	4.5%	10.6%	7.0%	5.2%	46.0%	5.6%	8.1%	8.0%	5.7%	0.9%	100.0%
対前年度増減率		+6.6%	+11.2%	+25.4%	△1.0%	+6.6%	△4.2%	+19.4%	+49.0%	+37.5%	+10.8%	△6.9%	+30.8%	+12.7%

※主な商品等

食料品：健康食品 122 件、飲料 13 件、菓子類 13 件、鮮魚 11 件、調理食品 11 件など
 被服品：洋服 54 件、かばん 16 件、婦人下着 13 件、アクセサリ 12 件、靴 8 件 など
 保健衛生品：化粧品 228 件、医薬品類 21 件、メガネ・コンタクトレンズ 5 件 など
 教養娯楽品：携帯電話 19 件、パソコン 14 件、ペット 11 件、パソコン周辺機器・用品 9 件など
 住居費：布団類 17 件、浄水器 12 件、ルームエアコン 7 件、電気温風ヒーター 7 件など
 金融保険サービス：フリーローン・キャッシング 32 件、ファンド型投資商品 29 件、生命保険 11 件、損害保険 9 件など
 運輸通信サービス：移動通信サービス 62 件、インターネット接続回線 55 件、放送関連 13 件、
 インターネット関連サービス 13 件 など
 教養娯楽サービス：インターネットゲーム 26 件、出会い系サイトアプリ 25 件、アダルト情報 15 件、
 音楽・映像配信サービス 12 件 など
 保健福祉サービス：医療サービス 60 件、エステティックサービス 46 件、歯科治療 7 件 など

表 2 - 2 《商品・役務等別相談件数》

順位	商品等	1位	2位	3位	4位	5位	5位	7位	8位	8位	10位
		商品一般※1	化粧品	健康食品	他の役務サービス※2	固定電話サービス	移動通信サービス	修理サービス	他の金融関連サービス※3	賃貸アパート	四輪自動車
7年度	件数	357	209	119	105	87	87	77	72	72	66
	構成比	18.2%	56.0%	7.2%	39.1%	0.7%	7.1%	0.2%	0.9%	0.9%	25.8%
6年度	件数	326	228	122	89	41	62	63	44	75	56
	構成比	20.7%	55.0%	8.4%	38.4%	0.8%	5.4%	0.3%	0.8%	0.8%	24.3%
対前年度増減率		△1.0%	+14.9%	△3.4%	+14.7%	+4.8%	+47.7%	△44.4%	+26.1%	+17.4%	+19.5%

※用語の説明

- ※1「商品一般」の内訳：身に覚えのない請求・送付物、迷惑メール等
 ※2「他の役務サービス」の内訳：質問サイト、パソコンウイルス駆除、ロードサービス等
 ※3「他の金融関連サービス」の内訳：暗号資産、クレジットカード等

（２）消費生活相談のうち特殊販売（訪問販売等）について

- ①特殊販売件数 1,757 件（前年度 1,529 件）
 ②消費生活相談件数における特殊販売の割合 56.0 %（前年度 55.0 %）

表 3 - 1 《店舗形態別相談件数》

店舗形態		店舗購入	店舗外取引								不明・ 無関係	計
			訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他			
7年度	件数	570	1,757	226	1,225	22	223	5	29	27	808	3,135
	構成比	18.2%	56.0%	7.2%	39.1%	0.7%	7.1%	0.2%	0.9%	0.9%	25.8%	100.0%
6年度	件数	576	1,529	234	1,068	21	151	9	23	23	676	2,781
	構成比	20.7%	55.0%	8.4%	38.4%	0.8%	5.4%	0.3%	0.8%	0.8%	24.3%	100.0%
対前年度増減率		△1.0%	+14.9%	△3.4%	+14.7%	+4.8%	+47.7%	△44.4%	+26.1%	+17.4%	+19.5%	+12.7%

表 3 - 2 《年代別の店舗形態別相談件数》 (令和 7 年度)

店舗形態		店舗購入	店 舗 外 取 引								不明・ 無関係	計
				訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他 無店舗		
～	件数	16	51	2	48	0	0	0	0	1	4	71
10代	構成比	22.5%	71.8%	2.8%	67.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	5.6%	100.0%

商品等別相談件数：インターネットゲーム 10件、健康食品 6件、化粧品 6件、洋服 6件 など

店舗形態		店舗購入	店 舗 外 取 引								不明・ 無関係	計
			訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他 無店舗			
20代	件数	101	177	35	98	8	29	1	0	6	53	331
	構成比	30.5%	53.5%	10.6%	29.6%	2.4%	8.8%	0.3%	0.0%	1.8%	16.0%	100.0%

商品等別相談件数：エステティックサービス 34件、商品一般 20件、賃貸アパート 19件、他の役務サービス 15件、
内職・副業その他 12件、移动通信サービス 11件 など

店舗形態		店舗購入	店 舗 外 取 引								不明・ 無関係	計
			訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他 無店舗			
30代	件数	73	178	22	118	3	31	0	0	4	55	306
	構成比	23.9%	58.2%	7.2%	38.6%	1.0%	10.1%	0.0%	0.0%	1.3%	18.0%	100.0%

商品等別相談件数：商品一般 20件、内職・副業その他 16件、賃貸アパート 15件、四輪自動車 16件、
移动通信サービス 11件、エステティックサービス 10件 など

店舗形態		店舗購入	店 舗 外 取 引								不明・ 無関係	計
			訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他 無店舗			
40代	件数	90	227	25	169	2	24	1	1	5	83	400
	構成比	22.5%	56.8%	6.3%	42.3%	0.5%	6.0%	0.3%	0.3%	1.3%	20.8%	100.0%

商品等別相談件数：商品一般 23件、化粧品 22件、賃貸アパート 17件、四輪自動車 16件、
その他役務サービス 13件、移动通信サービス 11件 など

店舗形態		店舗購入	店 舗 外 取 引								不明・ 無関係	計
			訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他 無店舗			
50代	件数	90	334	25	265	4	32	2	3	3	136	560
	構成比	16.1%	59.6%	4.5%	47.3%	0.7%	5.7%	0.4%	0.5%	0.5%	24.3%	100.0%

商品等別相談件数：化粧品 65件、商品一般 61件、健康食品 25件、他の役務サービス 19件、洋服 18件、
インターネット接続回線 15件、修理サービス 15件 など

店舗形態		店舗購入	店 舗 外 取 引								不明・ 無関係	計
			訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他 無店舗			
60代	件数	62	293	30	226	1	24	1	9	2	126	481
	構成比	12.9%	60.9%	6.2%	47.0%	0.2%	5.0%	0.2%	1.9%	0.4%	26.2%	100.0%

商品等別相談件数：商品一般 75件、化粧品 50件、健康食品 20件、インターネット接続回線 11件、
ファンド型投資商品 11件、その他役務サービス 11件 など

店舗形態		店舗購入	店 舗 外 取 引								不明・ 無関係	計
			訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他 無店舗			
70代	件数	121	434	80	252	2	78	0	16	6	251	806
～	構成比	15.0%	53.8%	9.9%	31.3%	0.2%	9.7%	0.0%	2.0%	0.7%	31.1%	100.0%

商品等別相談件数：商品一般 97件、固定電話サービス 61件、化粧品 52件、健康食品 49件、他の役務サービス 34件、
移动通信サービス 32件、修理サービス 26件など

店舗形態		店舗購入	店 舗 外 取 引							不明・ 無関係	計	
			訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他 無店舗			
不明	件数	17	63	7	49	2	5	0	0	0	100	180
	構成比	9.4%	35.0%	3.9%	27.2%	1.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	55.6%	100.0%

店舗形態		店舗購入	店 舗 外 取 引								不明・ 無関係	計
			訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他 無店舗			
合計	件数	570	1,757	226	1,225	22	223	5	29	27	808	3,135
	構成比	18.2%	56.0%	7.2%	39.1%	0.7%	7.1%	0.2%	0.9%	0.9%	25.8%	100.0%

表 3 - 3 《店舗外取引に関する相談の多い商品等別件数》

①訪問販売

	商品等	修理サービス	インターネット 接続回線	他の役務 サービス	屋根工事	電気
7年度	件数	39	15	11	10	10
6年度	件数	32	9	11	10	3

②通信販売

	商品等	化粧品	健康食品	商品一般	洋服	他の役務 サービス
7年度	件数	190	98	80	50	41
6年度	件数	210	100	64	39	35

③マルチ商法

	商品等	化粧品	健康食品	商品一般
7年度	件数	7	5	2
6年度	件数	3	4	1

④電話勧誘販売

	商品等	他の役務 サービス	商品一般	魚介類	インターネット 接続回線	移動通信 サービス
7年度	件数	34	25	24	14	14
6年度	件数	12	18	10	14	7

⑤送り付け商法

	商品等	かばん	他の身の回り品	化粧品	婦人下着	玩具・遊具
7年度	件数	1	1	1	1	1
6年度	件数	0	0	0	1	0

⑥訪問購入

	商品等	商品一般	アクセサリ	季節行事用品
7年度	件数	9	5	2
6年度	件数	5	4	0

(3) 被害回復額

	令和 7 年度		令和 6 年度	
未然防止額	21,548,385 円	33 件	17,785,165 円	46 件
回復 (クリーニング・ワ)	112,622,105 円	82 件	41,896,700 円	73 件
回 復	29,299,428 円	220 件	47,696,838 円	205 件
合 計	163,469,918 円	335 件	107,378,703 円	324 件

(4) 斡旋件数

	令和 7 年度	令和 6 年度
斡旋解決	228 件	186 件
斡旋不良	38 件	27 件
合 計	266 件	213 件

(5) 弁護士相談

消費生活センターで受け付けた消費生活相談の中で、法律等の専門知識が必要な案件について、顧問弁護士から専門的な立場で適宜、適切な助言を受けています。

- ①弁護士相談件数 14 件 (令和 6 年度 20 件)
- ②事例研究会の開催 12 回 (令和 6 年度 12 回)

3 啓発活動・教育の推進

(1) 消費者教育

ア 移動消費生活講座（「消費者被害未然防止講座」）

市内各地で自主的に活動している団体及び事業所に勤務している社員等に対し、消費生活を送る上で必要な知識、情報、技術を提供するため、移動消費生活講座を開催しています。

講座は、消費生活相談員による講話及び劇団・笑劇派による寸劇、または落語家による落語の構成を基本としており、受講者に理解し易い内容となっています。

令和7年度 講座回数：30回 受講者数：1,949名

令和6年度 講座回数：29回 受講者数：1,931名

◆受講者の内訳

区 分	講座回数	受講者数	備 考
企業など	2回	132名	新入社員・団体職員ほか
地域住民	17回	873名	高齢者ほか
学校関係	11回	944名	児童、生徒、保護者、教員
計	30回	1,949名	

イ メディア活用による啓発

「ひまわりネットワーク」及び「エフエムとよた」を活用して消費者被害を未然に防止するため、悪質商法の事例を放送しました。

・期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

・内 容 テレビでは、5分間の番組「豊田消費生活センターインフォメーション」を年間1,250回、ラジオでは、1分間のCM「豊田消費生活センターワンポイントアドバイス」を年間365回放送して、具体的な事例を紹介し、被害の未然防止及び消費生活センターの周知を図りました。

(2) 省資源・省エネ

不用品紹介制度

家庭にある使用していない不用品を、必要とする人に譲ることより、無駄のない消費生活、物を大切にすること、リユース及びリサイクルの普及を目的として、豊田市ホームページで情報提供を行っています。[\(https://www.city.toyota.aichi.jp/\)](https://www.city.toyota.aichi.jp/)

豊田消費生活センターでは、全登録品を掲示しています。

ア 内容

- ・不用品を譲りたい、もしくは譲って欲しいと希望する人が市に登録をします。
(譲受側登録／登録期間は3か月間、品物は家庭で保管)
- ・登録された不用品の中から、一致する品物を電話で譲受側登録者に連絡します。
- ・連絡を受けた登録者が相手方と直接話し合い、まとまれば品物を譲り受けます。

(費用は譲受者が負担)

イ 登録方法

電話又は口頭で「豊田消費生活センター 不用品紹介窓口」に申込みを行います。

所 在 地：豊田市若宮町 1-57-1 T-FACE A 館 7 階

電 話：0565-33-2447

受付時間：平日 午前 10 時～午後 6 時

ウ 利用状況

(令和 7 年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
登録件数	32	25	28	16	21	32	26	16	22	26	19	25	288
さしあげます	5	7	9	2	9	10	8	5	4	9	3	12	83
譲ります	6	4	5	3	2	9	6	2	4	5	1	1	48
譲って下さい	21	14	14	11	10	13	12	9	14	12	15	12	157
成 立	8	4	2	3	2	1	3	4	3	1	6	2	39

エ 利用比較

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度比
登録件数	288	337	85.5%
成立件数	39	60	65.0%
成立率	13.5%	17.8%	△4.3%

オ 不用品登録件数上位品目

令和 7 年度

1	大人用自転車
2	制服
3	家電
4	リビング・ダイニング
5	手芸
6	ガーデン菜園用品
6	高齢者用品
8	成人服
8	オーディオ
10	台所用品
10	介護用品

令和 6 年度

1	リビング・ダイニング家具
2	大人用自転車
2	ガーデニング・菜園用品
4	制服
5	健康器具
6	鍵盤
6	学習関連用品
6	ベッド
6	手芸
10	ラック
10	成人服

4 計量の適正化

* 計量情報 *

(1) 計量器定期検査の実施

商店、工場等において取引・証明（営業）用に使用している計量器は、計量法の規定により、2年に1回の定期検査の受検が義務付けられています。

当市では、定期検査を実施することにより、適正な計量器の使用確保に努めています。

◆検査区域

<小型計量器検査>

偶数年度・・・4月 稲武地区

9、10月 旧拳母・高橋・松平地区

奇数年度・・・4月 旭・足助・小原・下山・藤岡地区

9、10月 上郷・猿投・高岡・保見・石野地区

<大型計量器検査>

毎年度・・・5、12月

◆検査結果（令和7年度実績）

検査形態	検査期間（日数）	検査戸数	検査数	不合格数
小型計量器検査 ※1	4月（16日間）	381	1,143	11
	5月（3日間）			
	9月（19日間）			
	10月（14日間）			
	12月（5日間）			
大型計量器検査 ※2	5月（3日間） 12月（5日間）	18	30	0
計		399	1,173	11

不合格の計量器は取引及び証明に使用できない旨を伝え、検定証印を抹消しました。

※1 ひょう量 500kg 以下の計量器（電子天びん、台ばかり等）

※2 ひょう量 500kg を越える計量器（トラックスケール等）

(2) 量目検査状況

【量目検査】

市内スーパー等において、「特定商品」が正しく計量されて販売されているか年2回調査しています。

◆中元期 調査日 令和7年8月22日・25日・29日

調査店舗数 5店舗

商品分類	検査点数	不正点数 (不足)	不正率 (不足率)
食肉類	36	0	0.0%
食肉類の加工品	4	0	0.0%
魚介類	32	0	0.0%
魚介類の加工品	12	0	0.0%
野菜類	36	1	2.8%
野菜類の加工品	4	0	0.0%
調理食品	0	0	0.0%
その他の調理食品	48	0	0.0%
茶類	4	0	0.0%
菓子類	8	0	0.0%
麺類	12	0	0.0%
その他	4	0	0.0%
計	200	1	0.5%

◇年末年始期 調査日 令和7年12月4日・12日・19日

調査店舗数 5店舗

商品分類	検査点数	不正点数 (不足)	不正率 (不足率)
食肉類	36	0	0.0%
食肉類の加工品	8	0	0.0%
魚介類	16	0	0.0%
魚介類の加工品	16	0	0.0%
野菜類	24	0	0.0%
野菜類の加工品	0	0	0.0%
調理食品	0	0	0.0%
その他の調理食品	60	0	0.0%
茶類	4	0	0.0%
菓子類	16	0	0.0%
麺類	12	0	0.0%
その他	8	0	0.0%
計	200	0	0.0%

(3) 計量器有効期限切れの防止

【燃料油メーター有効期限確認に係るリーフレットの配布】

市内の燃料油メーターを所持している事業所に対しリーフレットを配布し、燃料油メーターの有効期限切れに対する注意喚起や、検定の申込み方法について周知を図っています。

5 製品安全 4 法及び家庭用品品質表示法

* 立入検査の実施 *

製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法）及び家庭用品品質表示法の規定により、「製造・輸入・販売事業者は、PS マークの表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」と定められています。

当市では、消費者の保護を図るため、毎年、販売事業所への立入検査をしています。

◇検査区域 市内全域

◇検査結果

（令和 7 年度実績）

検査形態	検査日	事業者数	検査数	不合格数
消費生活用製品安全法	2/16	1	34	0
ガス事業法	2/16,2/19	3	7	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	2/16,2/19	3	8	0
電気用品安全法	2/16,2/19	4	22	0
家庭用品品質表示法	2/16,2/19	8	34	0
計		19	105	0

（令和 6 年度実績）

検査形態	検査日	事業者数	検査数	不合格数
消費生活用製品安全法	2/4	2	4	0
ガス事業法	2/3,2/4	10	4	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	2/3,2/4	4	26	0
電気用品安全法	2/3,2/4	8	38	0
家庭用品品質表示法	2/3,2/4	3	30	0
計		27	102	0

6 豊田消費生活センター



豊田消費生活センターは、消費者への情報提供や苦情の処理などを行い、消費者自身が生活改善を図るための活動をしていただく総合施設です。

平成 28 年 3 月市議会において豊田消費生活センター条例が議決され、平成 28 年 4 月から開館日時等を変更しました。

豊田市ホームページ（ <https://www.city.toyota.aichi.jp/> ）

①所在地 〒471-0026

愛知県豊田市若宮町 1 丁目 57 番地 1 T-FACE A 館 7 階

相談受付用電話 (0565) 33-0999

不用品専用電話 (0565) 33-2447

ファクス (0565) 33-0998

②開所年月日 昭和 60 年 7 月 6 日（平成 14 年 4 月 1 日現在地へ移転）

③延床面積 160.12 m²

④開館日・受付時間＜日・祝日、年末年始を除く＞

ア) 消費生活相談 ・月～金 : 午前 10 時～午後 5 時 15 分

・土(電話のみ) : 午前 10 時～午後 4 時 30 分

イ) 不用品紹介 ・月～金 : 午前 10 時～午後 6 時

◆来場者数

(単位：人)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
7年度	337	314	329	362	345	301	318	253	300	290	300	318	3,767
6年度	421	394	405	464	411	377	404	381	396	371	357	388	4,769

**令和 8 年度 消費者行政のまとめ
(令和 7 年度実績)**

令和 8 年 7 月 発行

豊田市 市民部 市民相談課

豊田消費生活センター

〒471-0026

豊田市若宮町 1 丁目 57 番地 1

T-FACE A 館 7 階

電話 0565-33-0999

FAX 0565-33-0998